

○町田市体育施設条例

平成17年6月30日

条例第34号

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

改正 平成17年12月27日条例第56号

平成18年3月30日条例第22号

平成19年3月29日条例第19号

平成19年12月27日条例第38号

平成20年6月26日条例第26号

平成21年3月31日条例第3号

平成21年10月9日条例第29号

平成22年6月25日条例第17号

平成23年10月7日条例第34号

平成25年3月29日条例第7号

平成29年12月28日条例第29号

平成30年12月28日条例第40号

令和元年9月30日条例第7号

令和2年12月28日条例第43号

町田市体育施設条例（平成8年12月町田市条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民のスポーツ及び体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、町田市体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

（平25条例7・一部改正）

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 体育施設は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (2) 各種スポーツ教室・競技会等を開催すること。
- (3) 体育及びスポーツレクリエーションの指導及び普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定めるもののほか、体育施設は、市民を対象とした公共的事業のために利用することができる。

(指定管理者による管理)

第4条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 施設等の利用の承認等に関すること。
- (3) 施設等の維持及び管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定した業務

(平19条例38・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、体育施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。

(2) 前条の業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。

(3) 前条の業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

(平19条例38・平21条例3・一部改正)

(個人情報の保護)

第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例(平成元年3月町田市条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(令2条例43・一部改正)

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。

(2) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

(3) 第6条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でない認められるとき。

(平19条例38・平21条例3・一部改正)

(利用時間等)

第9条 体育施設の利用時間及び利用単位（以下「利用時間等」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間等を変更することができる。ただし、指定管理者が利用時間等を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

(平19条例38・一部改正)

(休館日等)

第10条 体育施設の休館日又は休場日（以下「休館日等」という。）は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定める場合は、市長の承認を受けなければならない。

(平19条例38・一部改正)

(専用利用の取扱いをしない日等)

第11条 指定管理者は、市長の承認を得て、施設等について専用利用の取扱いをしない日及び時間を指定することができる。

(平19条例38・一部改正)

(利用の手続等)

第12条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たっては、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 体育施設の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。
- (利用承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく町田市規則（以下「規則」という。）に違反したとき。
- (2) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (4) 悪天候、災害その他指定管理者の責めによらない事由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者が利用の承認を取り消され、利用を制限され、又は利用を停止されたことにより生じた利用者の損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(平19条例38・平20条例26・一部改正)

(利用登録)

第14条 施設等を練習等のため専用して利用しようとする者又はテニスコートを個人で利用しようとする者は、あらかじめ市長の町田市体育施設等利用登録の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、町田市体育施設等利用登録証（以下「利用登録証」という。）を交付するものとする。

(平19条例38・一部改正)

(利用登録証の紛失等)

第15条 利用登録証を紛失し、破損し、又は汚損した者は、利用登録証の再交付を受けることができる。

2 利用登録証が登録者本人又は登録団体以外のものによって利用され損害が生じた場合、その責めは、登録者本人又は登録団体に帰するものとする。

(利用料金)

第16条 利用者は、別表第4に掲げる施設等を利用するときは、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、駐車場の利用料金は、駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。

5 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除するときには、市長の承認を受けなければならない。

6 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平19条例38・平25条例7・一部改正)

(駐車場利用料金の不徴収)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場利用料金を徴収しない。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認める自動車

(利用券の発行)

第18条 指定管理者は、個人利用の場合に限り、回数利用券を発行することができる。

(平20条例26・一部改正)

(利用料金の不還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(行為の制限)

第20条 利用者は、第12条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第21条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第22条 利用者は、施設等に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第23条 利用者は、利用を終了したとき、又は第13条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第24条 施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平19条例38・一部改正)

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成21条例29・旧第26条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第4の3の項（写真判定機の項の部分に限る。）の規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第4の3の項（写真判定機の項の部分に限る。）の規定は、施行日前においては、この条例による改正前の町田市体育施設条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による使用料とみなして旧条例の規定を適用する。

3 施行日前にされた体育施設の管理業務を行わせるものを選定する手続は、新条例第6条の規定によりなされたものとみなす。

4 新条例第6条の規定により指定管理者の候補者を選定する場合は、新条例第6条第3項の例により、当該体育施設の管理業務を現に受託しているものを指定管理者の候補者を選定することができる。

附 則（平成17年12月27日条例第56号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第19号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4第1項第1号の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第38号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日条例第26号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月9日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月25日条例第17号）

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

（平成22年7月規則第48号で、同22年11月1日から施行）

附 則（平成23年10月7日条例第34号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日条例第29号）

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第40号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

2 この条例（第15条、第18条及び第19条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による改正前の町田市体育施設条例第1

8 条及び第 2 2 条の規定による改正前の町田市立学校施設の開放に関する条例第 1 1 条第 1 項の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

附 則（令和元年 9 月 3 0 日条例第 7 号）

この条例は、令和元年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 8 日条例第 4 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定及び別表第 4 の 1 の表の改正規定（「会議室及び」を削り、「駐車場」の次に「に係るもの」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 4 の 1 （1）の表及び（2）の表町田市立室内プールの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日前に町田市体育施設条例第 1 8 条の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

別表第 1 （第 2 条関係）

（平 2 0 条例 2 6 ・全改、平 2 9 条例 2 9 ・一部改正）

名称	位置
町田市立総合体育館	町田市南成瀬五丁目 1 2 番地
町田市立室内プール	同 函師町 1 9 9 番地 1
三輪みどり山球場	同 三輪緑山一丁目 2 4 番地 1
成瀬クリーンセンターテニスコート	同 南成瀬八丁目 1 番地 1

緑ヶ丘グラウンド	同 本町田 2, 380 番地 6
----------	-------------------

別表第 2 (第 9 条関係)

(平 2 0 条例 2 6 ・ 全改、平 2 2 条例 1 7 ・ 平 2 9 条例 2 9 ・ 一部改正)

施設の名称	利用単位	利用時間		専用利用時間
町田市立総合体育館	3 時間	午前 9 時から午後 9 時まで		同左
町田市立室内プール	2 時間	午前 9 時から午後 9 時まで		同左
三輪みどり山球場	2 時間	午前 9 時から午後 9 時まで		同左
成瀬クリーンセンターテニスコート	2 時間	照明設備を有するもの	午前 7 時から午後 9 時まで	同左
		照明設備を有しないもの	午前 7 時から午後 7 時まで	
緑ヶ丘グラウンド	2 時間	午前 9 時から午後 5 時まで		同左

備考

- 1 駐車場の利用時間は、施設の利用開始時間の 30 分前から利用終了時間の 30 分後までとする。
- 2 専用利用は、利用時間の開始時間から利用単位に区分して利用するものとする。

別表第 3 (第 10 条関係)

(平20条例26・全改、平29条例29・平30条例40・一部改正)

施設の名称	休館日・休場日
町田市立総合体育館	(1) 年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで) (2) 施設等の整備日(毎月の第1及び第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
町田市立室内プール	
三輪みどり山球場	(1) 年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで)
成瀬クリーンセンターテニスコート	
緑ヶ丘グラウンド	

別表第4 (第16条関係)

(平20条例26・全改、平22条例17・平23条例34・平29条例29・平30条例40・令元条例7・令2条例43・一部改正)

1 施設利用料金(駐車場に係るものを除く。)

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱い	入場料の徴収又はこれに類する取扱い		
			入場料が 1,000	入場料が 1,000	入場料が 3,000

				いをしな い場合	円以下の金 額のと看。	円を超え 3,000 円未満の金 額のと看。	円以上の金 額のと看。
町田 市立 総合 体育 館	メイ ンア リー ナ	全面	3時 間	9,110 円	27,330 円	41,010 円	54,670 円
		2/ 3面	3時 間	6,070 円	18,220 円	27,330 円	36,450 円
		1/ 3面	3時 間	3,030 円	9,100 円	13,660 円	18,220 円
	サブ アリ ーナ	全面	3時 間	4,190 円	12,570 円	18,850 円	25,140 円
		1/ 2面	3時 間	2,090 円	6,280 円	9,420 円	12,570 円
	小体育室		3時 間	1,880 円	5,650 円	8,470 円	11,310 円
	第1武道場		3時 間	2,400 円	7,210 円	10,830 円	14,440 円
	第2武道場		3時 間	2,400 円	7,210 円	10,830 円	14,440 円
	和洋弓場		3時 間	2,400 円	7,210 円	10,830 円	14,440 円
	町田	25	平日	2時	15,710 円	31,420 円	47,140 円

市立 室内 プー ル	メー トル プー ル		間	0円	0円	0円	0円	
		日曜 日・ 休日	2時 間	18,850円	37,710円	56,570円	75,420円	
	50 メー トル プー ル	平日	2時 間	31,420円	62,850円	94,280円	125,710円	
		日曜 日・ 休日	2時 間	37,710円	75,420円	113,140円	150,850円	
	三輪みどり山球場			2時 間	2,090円	4,190円	6,280円	8,380円
	成瀬クリーン センターテニ スコート	1面	2時 間	1,040円	2,090円	3,140円	4,190円	
緑ヶ丘グラウンド			2時 間	2,090円	4,190円	6,280円	8,380円	

イ その他の事業等に利用する場合

施設の名称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の金	入場料が3, 000円以 上の金額の とき。

				額のとき。			
町田 市立 総合 体育 館	メイ ン アリー ナ	全面	3時 間	182, 280円	341,7 70円	410,1 30円	478,50 0円
		2/ 3面	3時 間	121, 520円	227,8 50円	273,4 20円	318,99 0円
		1/ 3面	3時 間	60,7 60円	113,9 20円	136,7 10円	159,49 0円
	サブ アリー ーナ	全面	3時 間	83,8 00円	157,1 40円	188,5 60円	219,99 0円
		1/ 2面	3時 間	41,9 00円	78,57 0円	94,27 0円	109,99 0円
	小体育室		3時 間	37,7 10円	70,71 0円	84,85 0円	99,000 円
	第1武道場		3時 間	48,1 90円	90,34 0円	108,4 20円	126,49 0円
	第2武道場		3時 間	48,1 90円	90,34 0円	108,4 20円	126,49 0円
	和洋弓場		3時 間	48,1 90円	90,34 0円	108,4 20円	126,49 0円
	町田 市立 室内 プー プー	25 メー トル プー	平日	2時 間	314, 280円	392,8 50円	471,4 20円
日曜 日・			2時 間	377, 140円	471,4 20円	565,7 10円	660,00 0円

ル	ル	休日					
	50 メー トル プー ル	平日	2時 間	628, 570円	785, 7 10円	942, 8 50円	1, 100, 000円
		日曜 日・ 休日	2時 間	754, 280円	942, 8 50円	1, 131, 420円	1, 320, 000円
三輪みどり山球場			2時 間	41, 9 00円	52, 38 0円	62, 85 0円	73, 330 円
成瀬クリーン センターテニ スコート	1面	2時 間	20, 9 50円	26, 19 0円	31, 42 0円	36, 660 円	
緑ヶ丘グラウンド			2時 間	41, 9 00円	52, 38 0円	62, 85 0円	73, 330 円

ウ 会議室の利用料金

施設の名称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			
			入場料が 1, 000 円以下の金 額の時。	入場料が 1, 000 円を超え 3, 000 円未満の金 額の時。	入場料が 3, 000 円以上の金 額の時。	
町田市 立総合	第1会議室	3時 間	520円	1, 560 円	2, 350 円	3, 130 円

体育館	第2会議室	3時間	520円	1,560円	2,350円	3,130円
町田市 立室内 プール	会議室	3時間	1,040円	2,090円	3,140円	4,190円

備考 専用利用の取扱いをする時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、超過時間1時間（当該利用の前後の超過を各1回とし、1回ごとに1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。）につき、当該利用の利用単位の利用料金の1時間当たりの額の3割増相当額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
町田市 立総合 体育館	メインアリーナ	1回	310円	100円	100円	100円
	サブアリーナ					
	小体育室					
	第1武道場					
	第2武道場					
	和洋弓場					
	ジョギングコース	3時間	100円	50円	50円	50円
トレーニング室	3時間	310円		100円	100円	

町田市 立室内 プール	プール	1回	460円	150円	150 円	150 円
	トレーニング室	3時間	310円		100 円	100 円

備考

- 回数利用券は、11券片に対し10券片分に相当する額とする。
- 町田市立総合体育館における利用単位「1回」とは、一般開放1単位又は公開指導1単位とする。
- 町田市立室内プールにおける利用単位「1回」とは、入場から退場までとする。
- 「子ども」とは小学生及び中学生をいい、「高齢者」とは65歳以上の者をいい、「障がい者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者をいう。「大人」とはそれら以外の者で就学前の者を除いたものをいう。
- 町田市立室内プールのプールを50人以上の団体に利用する場合は、利用料金の総額から1割を減じた額を利用料金とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 町田市立室内プールのプールの子どもの利用料金は、7月21日から8月31日までの期間の利用料金とし、これ以外の期間の利用料金は無料とする。
- 公開指導を受ける場合の利用料金は、利用料金の欄の額に100円を加算して得た額とする。

2 駐車場利用料金

駐車場の名称	利用料金
町田市立総合体育館駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ

町田市立室内プール駐車場	れ当該各号に定める金額
成瀬クリーンセンターテニスコート駐車場	(1) 30分まで 無料 (2) 30分を超え2時間まで 100円 (3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額 (4) 9時間を超える場合 800円

3 附属設備利用料金

附属設備の名称等	利用単位	利用料金	
		スポー ツに利 用する 場合で 入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを しない 場合	スポー ツに利 用する 場合で 入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを する場 合及び その他 の事業 等に利 用する

					場合	
照明設備	町田市立総合体育館メインアリーナ	全面	全灯	3時間	11,310円	22,620円
			3/4灯	3時間	8,480円	16,970円
			1/2灯	3時間	5,650円	11,310円
		2/3面	全灯	3時間	7,540円	15,080円
			3/4灯	3時間	5,650円	11,310円
			1/2灯	3時間	3,770円	7,540円
		1/3面	全灯	3時間	3,770円	7,540円
			3/4灯	3時間	2,820円	5,650円
			1/2灯	3時間	1,880円	3,770円
	三輪みどり山球場	全面		30分	1,460円	2,930円
	成瀬クリーンセン	1面		30分	410円	830円

	ターテニスコート				
放送設備	町田市立総合体育館メインアリーナ	一式	1回	3,240円	6,490円
大型映像装置	町田市立総合体育館メインアリーナ	一式	1時間	2,500円	5,000円
電源使用料	町田市立総合体育館	コンセント1口つき (1kwまで)	1回	100円	200円
得点表示設備	町田市立総合体育館メインアリーナ	一式	1回	12,570円	25,140円
電光表示設備	町田市立室内プール	一式	1回	15,710円	31,420円
水深加算	町田市立室内プール		1回	64,950円	129,900円

備考

- 1 附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。
- 2 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、利用料金に広告1件につき7,000円を加算する。